

という方向で考えたものだと思う。当時の資料を見るとデイの指定管理の3つとも、まず、基本協定を結び、毎年、年度協定を巻き直し、その中に減価償却費の額が書かれてあり、年次報告もするようになるとある。年次報告を見ると、協定どおり納めていないところもある。担当部長は、デイ事業は赤字になっていると言うが、この減価償却部分で調整しているのでは。監査は年次報告まで見ているのか。

答 デイサービスセンターの監査は、平成20年度に今井、平成21年度やわらぎの郷の施設について「財援団体に対する監査」として、公の施設にかかる出納、その他の事務の執行に限定し実施した。いずれも、資料の提出を求め関係人から聴取を行い、基本協定書に基づき、おおむね適正に執行されていると認めた。

問 現在市内に50近い民間施設がある。介護保健制度導入時に取り組んだ公設民営については、再考が必要と思うが見解は。

答 当初の目的は、ある程度達成できたと見ることもできるが、平成27年度から実施の

介護保険に関する法改正による市の策定中の計画では、市のデイサービス施設の活用も考えており、すぐに無くすことはできない。また、法改正による要介護2以下の軽度の方のサービスの需要の動向も見ていく必要がある。現デイサービス契約期限は3施設とも平成28年度末までなので、この間に社会状況も見て判断したい。

問 法改正により、負担割合が増え2割になる部分もあるようだが、こうなるとデイサービスの利用回数が減る可能性がある。利用が減れば民間施設に影響を及ぼすことになる。公設民営でデイサービスを実施し、家賃代わりに減価



福祉センター やわらぎの郷

償却費の部分で調整するなどしてまで、行政で実施する必要はあるのか。

答 そのように変わるかもしれないが、一方では、高齢者の数は増えるの見込まれているため、負担割合が増えることとの兼ね合いによる利用状況の変容を、運営していく中で注視し、判断していかねばならないと考えている。

防 災

一般質問
松木 雅徳
(政委会)

問 昨年の台風接近に伴う避難所開設について、避難所となった地区公民館、やわらぎの郷などには防災無線が設置

されているが、避難所の準備を依頼する連絡等、地区には十分伝わっていたのか。地区自治会や民生委員への連絡や連携はどうなっているか。

答 平成26年10月13日、台風19号が奈良県に接近したことに伴い、指定避難所のうち一部を開設した。気象庁の進路

予想では、13日午後9時頃本市に最接近する見込みであった。市民からの自主避難の要望に備え、同日午前11時29分、初動レベルの参集をかけ、中央体育館、やわらぎの郷、地区公民館等17施設の開設準備を進め、午後3時頃に開設した。開設に際し、職員登庁の時間差により各避難所で若干のタイムラグが生じたが、避難支援学校部・避難所班が手順に沿って実施しており、やわらぎの郷にも担当者が出向き開設した。今回は、あくまでも自主避難への対応であったが、甚大な災害が予想される場合は避難勧告や避難指示を発表することとなり、この場合には地域の方の協力が不可欠である。

問 市民への連絡、広報についての現状と、今後のあり方についての考えは。

答 市及び消防団による広報車の活用、安心・安全メール、対象地域自治会長等への電話や伝令連絡などの有効手段を講じていく。青パトは、平時の学童の見回り等において活躍いただいている。

問 今回の台風の際、警報解除以前に避難所が閉鎖された。

その判断について聞きたい。
答 当時の状況は、13日午前10時32分に大雨洪水暴風警報が発表され、市では11時29分初動レベルを招集し、職員約170名体制で対応に当たった。その後、17カ所の避難所を開設し、合計6世帯9人が自主避難された。進路予想では午後9時頃本市に最接近とのことであったが、風雨とも勢いを増すことなく10時頃本市を通過した。この時点で数名の避難者が帰宅された。10時現在の奈良県の状況は、西の風、風速0.5メートル、雨量は1ミリメートルで、台風通過中とは思えない静かなものであった。以上を総合的に判断し、避難者に説明の上、10時08分に避難所を閉鎖した。

問 避難所自体の安全性の点検は誰が行うのか。また、施設管理者との連携や研修はどのように行っているのか。

答 災害対策本部の生活基盤部建築物対策班が避難所開設前に現場に赴き、安全を確認し、次に避難所班並びに指定避難所の管理者に引き継いで避難所を開設している。この手順は、年に2回図上訓練などで確認している。各指定避